

令和8年
岩手県教育委員会定例会
2 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和8年2月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和8年2月16日（月）午後1時30分

第1 会期決定の件

第2 議案第30号 岩手県教職員 働き方改革プラン（2024～2026）の一部改訂に関し議決を求めることについて （教職員課）

第3 議案第31号 岩手県立美術館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて （生涯学習文化財課）

第4 議案第32号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて （服務管理監）

第5 議案第33号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて （服務管理監）

第6 議案第34号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて （服務管理監）

第7 議案第35号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて （服務管理監）

閉会

議案第 30 号

岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）の一部改訂に関し議決を求めることについて

岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）を別添のとおり一部改訂することについて、議決を求める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）を別添のとおり一部改訂し、業務量管理・健康確保措置実施計画に位置付けようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県教職員 働き方改革プラン(2024~2026)の一部改訂について

1 要旨

給特法の改正により策定が義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「計画」という。)について、現行の県の働き方改革プランをベースに、国の指針に即した内容に改訂を行い、計画として位置付けるもの。

2 給特法、国の指針及び改訂内容等(三段表)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法	公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針等	岩手県教職員 働き方改革プラン(2024~2026) 改訂案の概要(改訂箇所、指針該当部分等)
<p>(教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等)</p> <p>第八条 教育委員会は、指針に即して、当該教育委員会がサービスを監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画(以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>	<p>第2節 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等</p> <p>(1) 服務監督教育委員会は、本指針に即して実施計画を定めること(給特法第8条第1項)。</p> <p>(2) 実施計画においては、次のイからハまでに定めるところにより、給特法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項を定めること(給特法第8条第2項)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考：国の指針に係るQ&A】</p> <p>Q：計画については、業務改善方針など、「計画」という名称でなくてもよいか。</p> <p>A：計画の名称を「業務量管理・健康確保措置実施計画」とする必要は必ずしもありませんが、給特法第8条に基づくものであることを明確にしてください。</p> </div>	<p>改訂 P 2</p> <p>○ 「第2プラン策定の趣旨」に「3プランの根拠」を追記し、給特法に基づく計画であることを明記</p>
<p>一 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標</p>	<p>イ 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標</p> <p>(i) 教育職員の業務量の適切な管理を行う上で、時間外在校等時間に係る目標を設定すること。政府として、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとし、実施計画においては、各教育職員の時間外在校等時間について前章第3節(2)で示す上限時間の範囲内にするための数値目標を設定すること。目標に設定する時間外在校等時間の指標を例示すると、おおむね次のとおりであり、当該指標を用いる場合にあっては、それぞれ次に定める水準を満たす目標とする必要があること。</p> <p>(イ) 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合100パーセントとすることを目指すこと</p> <p>(ロ) 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 平均で30時間程度とすることを目指すこと。</p> <p>(ハ) 教育職員の1年間時間外在校等時間360時間以下とすることを目指すこと。</p> <p>(ii) 教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定すること。</p>	<p>指針該当 P 16</p> <p>○ 【定量的目標】県立学校の教員の時間外在校等時間の削減</p> <p>改訂 P 17</p> <p>○ <努力目標></p> <p>1箇月時間外在校等時間の平均時間</p> <p>平均で25時間程度</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】</p> <p>令和6年度1箇月時間外在校等時間26.7時間</p> </div> <p>指針該当 P 17</p> <p>○ 【定性的目標】業務への充実感や健康面での安心感の向上、教職員のウェルビーイングの確保</p>
<p>二 業務量管理・健康確保措置の内容</p>	<p>ロ 業務量管理・健康確保措置の内容</p> <p>実施計画には、服務監督教育委員会が講ずる業務量管理・健康確保措置のうち、次節に掲げる措置[※]その他の計画的に推進することが重要と認められる措置に関する具体的な内容を記載するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考：国の指針に係るQ&A】</p> <p>Q：計画には、第2章第3節(2)(いわゆる「学校と教師の業務の3分類」)に掲げられた業務の見直し等を網羅して記載する必要があるのか。</p> <p>A：計画には、服務監督教育委員会が優先的に対応するものから記載することが重要であり、必ずしも「学校と教師の業務の3分類」に示した取組を網羅して記載する必要はありません。学校内外の人的・物的資源を有効活用する観点からも、学校種ごとの業務の特性を踏まえたり、教職員や学校、保護者、地域住民等の関係者の意見を取り入れたりしながら、優先順位を定めて、計画に位置づけることが重要です。</p> </div>	<p>指針該当 P 20~</p> <p>○ 「第10 具体的取組」</p> <p>改訂 ○ 現行プラン記載の取組の他に次の新たな取組、拡充する取組内容を追記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P 24 (地域学校協働活動の支援^{※1}) ・ P 25 (学習状況調査のCBT化^{※1}、校務における生成AI活用) ・ P 27 (勤務時間の記録を本人が随時閲覧できる方法の検討^{※1}) ・ P 28 (ストレスチェックに基づく医師の面接指導の勧奨^{※2}) ・ P 29 (教員の人材確保) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1：令和8年度当初予算要求事項</p> <p>※2：人事委員会意見を踏まえた改訂</p> </div> <p>改訂 P 20~</p> <p>○ 「第10 具体的取組」に現在のプランに規定されている取組内容が今回改訂された「業務の3分類」にも対応した取組であることを明記</p>
<p>三 その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項</p>	<p>ハ その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考：国の指針に係るQ&A】</p> <p>Q：「その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項」として計画に記載する事項はどのようなものが考えられるか。</p> <p>A：業務量管理・健康確保措置の実施による目標の達成状況の把握方法など、フォローアップに関することについて記載することが考えられます。また、業務量管理・健康確保措置の実施を実効性あるものとするため、教育委員会事務局内において中心となって総合調整を行う担当部署を記載することや、首長部局並びに保護者及び地域住民等との連携・協働が重要であることから、それぞれの措置の実施体制や役割分担について記載することなども考えられます。</p> </div>	<p>指針該当 P 17</p> <p>○ 教職員アンケートの実施</p> <p>指針該当 P 26</p> <p>○ タイムカード等による客観的な勤務時間把握</p> <p>指針該当 P 33</p> <p>○ プラン推進会議での分析、取組の見直し</p> <p>改訂 P 33</p> <p>○ 総合調整を行う担当部署、計画の実施状況等の総合教育会議への報告を明記</p>

岩手県教職員 働き方改革プラン（2024～2026）

（改訂案）

※改訂箇所は朱書き

令和6年2月

令和8年2月改訂

岩手県教育委員会

< 目 次 >

第1	はじめに	P1
第2	プラン策定の趣旨	P2
第3	前プランに基づく取組	P3
第4	前プランにおける目標達成状況	P11
第5	学校（教職員）を取り巻く環境変化	P14
第6	プランの期間	P15
第7	教育委員会規則に定める時間外在校等時間の上限	P15
第8	プランの目標	P16
第9	プランの目標達成状況（令和7年度第3四半期時点）	P18
第10	具体的取組	P20
I	県立学校の取組	P20
II	県教育委員会の取組	P22
III	市町村教育委員会・市町村立学校の取組	P30
第11	プランの推進	P33
【参考資料1】	県立学校における教員の時間外在校等時間の状況	P34
【参考資料2】	教職員の病気療養状況	P35
【参考資料3】	国の動向	P36
【参考資料4】	「岩手県教職員働き方改革プラン」推進会議	P39

第1 はじめに

近年急速に進む少子化は、学校教育の在り方に大きな影響を及ぼしており、また児童虐待、ヤングケアラー、貧困など子どもの抱える困難は多様化・複雑化し、学校を取り巻く環境が大きく変化し、求められる役割が拡大していく中で、教職員の多忙化が問題となっています。

こうした現状を踏まえ、岩手県教育委員会では、平成30年度に「岩手県教職員働き方改革プラン」を、令和3年度に「岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）」を、それぞれ取組期間を3年間とする計画として策定し、学校の働き方改革の推進に向けた取組を実施してきました。

その結果、時間外在校等時間が月100時間以上となる長時間勤務の教員は減少しつつありますが、依然として、時間外在校等時間が月45時間を超えている教員の割合は高い水準であり、また月80時間以上勤務する教員も少なからず存在しています。また、プラン期間中における業務への充実感や健康面での安心感を測るために行った教職員へのアンケートでは、教職員の肯定的実感が令和3年度から令和5年度にかけて減少しているという結果でした。

学校における働き方改革を推進していくことは、県教育行政の最重要課題と捉えており、より一層の長時間勤務の縮減に向けて実効性をもって継続的に取組を進めていくためにも「岩手県教職員働き方改革プラン」を改定し、「岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）」（本プラン）として策定することとしました。

令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）が改正され、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられたことを踏まえ、この計画に本プランを位置付けるため、今般本プランの一部改訂を行いました。

本プランの目指すべき働き方改革の方向は、教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイング[※]を確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちの理解に努めながらより良い教育を行うことができるようにすることです。

長時間勤務の縮減のみを目的とする「働き方改革」から、日々の生活の充実、教職員人生を豊かにするワーク・ライフ・バランスの向上の視点も含めた「働き方改革」を進めていく必要があります。

子どもたちのためであればどんな長時間労働も良しとするという働き方は、教職員における崇高な使命感から生まれるものでありますが、そのような働き方の中で、教職員自身が疲弊していくのであれば、それは真の意味で「子どものため」にはなり得ません。教職員が日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うこと、これこそが学校の働き方改革の目的と考えています。

優秀な若者にこれからも教職員を志してもらうためにも、教職員の仕事をより魅力的なものにしていく必要があります。

県教育委員会は、県立学校、市町村教育委員会と連携し、保護者や地域の方々など関係者皆様の理解をいただきながら、本プランに定める学校の取組支援や、教職員の負担軽減のための環境整備、健康確保等における各取組について全力で取り組んでいきます。

岩手県教育委員会

※ ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態であることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。（教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定））

第2 プラン策定の趣旨

1 プランの位置付け

- 本プランは、学校における働き方改革の実現に向けて、県立学校及び県教育委員会のそれぞれが実施する取組と目標を示すとともに、市町村教育委員会においても、市町村立学校の働き方改革の実現に向けて、学校とともに取り組んでいただきたい内容を示したものです。
- 県教育委員会と市町村教育委員会が連携しながら、それぞれの目標に向け、学校とともに取組を進めることにより、県内の学校全体の働き方改革の実現を目指します。

2 プランの目的

- 本プランの目的は、このプランにおける取組を通じて、教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちの理解に努めながら、より良い教育を行うことができるようにすることです。
- 学校における働き方改革を実現することにより、岩手の未来を担う大切な子どもたちに、質の高い教育を持続的に提供することにつなげていきます。

3 プランの根拠

- 本プランは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置づけられるものであること。

第3 前プランに基づく取組

前プラン期間である令和3年度から令和5年度までの3か年度においては、県立学校、県教育委員会、市町村教育委員会・市町村立学校の各主体において、以下の働き方改革の取組を実施してきました。

I 県立学校の取組

大項目	具体的取組	前プランの取組状況（○）と課題（●）
(1) 管理職員の適切なマネジメントの推進	① 学校のアクションプランの推進	○ 県立学校において、プランの内容を踏まえ、それぞれの取組目標や具体的取組を含むアクションプランを策定し、各校がその実状に応じ、主体的に取組を進めています。 【県公式ホームページ】 https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1060019.html ● 県立学校の中でも設定目標や当該目標を踏まえた取組内容及び取組に向けた対応に、差が生じています。
	② 長時間勤務者の要因分析の実施	○ 管理職員は、人事面談等の機会を捉え、教職員と自校における時間外在校等時間の状況を共有するとともに、各学校で実践する働き方改革の取組について意見交換を実施しています。 時間外在校等時間が慢性的に月80時間以上の教職員に対しては、その要因の把握を行うとともに、業務分掌の見直し、業務スクラップ等による改善の方向性を話し合い、時間外在校等時間が月100時間以上の教職員については、産業医による保健指導を必須とし、管理職員は、毎月その指導内容を踏まえながら、個々の教職員の長時間勤務の要因分析と改善の検討を行ってきました。 ● 時間外在校等時間が月100時間以上の教職員数は減少していますが、月80時間以上の教員の割合は、令和2年度以降ほぼ横ばいとなっています。
	③ 部活動の適正化	○ 県立学校の各部活動において、管理職員は「学校の部活動に係る活動方針」（以下「活動方針」という。）の休養日及び活動時間に関する基準に基づく活動を行うことを推進するとともに、複数顧問や部活動指導員の配置を推進し、適切な部活動の運営及び管理に係る体制の構築に取り組んできました。 ● コロナ禍においては、感染拡大防止のため部活動の時間や方法などが制限されていましたが、5類感染症への移行後においては、コロナ禍前と同様に部活動が再開され、これに伴い部活動に係る時間外勤務の増加が懸念されます。

(2) 教職員の健康管理	① 長時間勤務者の要因分析の実施（再掲）	(1) ②に同じ。
	② 衛生委員会の効果的活用	○ 衛生委員会を開催した県立学校数が増加しています。 ● 一部の県立学校においては、衛生委員会を開催しているものの開催回数は少なく、また開催した場合であっても形式的な開催にとどまり、効果的な活用までには至っていないと認識しています。
(3) 学校における業務改善の推進	① 学校行事等の見直し	○ コロナ禍において感染症対策として実施した、行事の開催見送り、規模縮小、隔年開催などの各種見直しを継続している事例があります。 ● コロナ禍後、コロナ禍においては不要としていた活動が、その必要性を十分に検討することなく再開している事例が見受けられます。
	② 会議の効率化	○ コロナ禍において感染症対策として実施したりリモート会議の開催や説明内容の精選など継続して取り組んでいる事例があります。 ● コロナ禍において感染症対策として実施していた会議の規模縮小や精選等について、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、その必要性を十分に検討することなく、コロナ禍前の開催規模、方法に戻っている事案が見受けられます。
(4) 学校及び教員が担う業務の明確化・適正化等の推進	① 団体業務の負担軽減	○ 部活動関係団体、PTA等に対して、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化や、適切な役割分担を進められるよう、各団体に理解を得られるよう努めています。 ● 理解醸成に至るまでの周知・情報提供等の努力が一層求められています。
	② コミュニティ・スクールの導入の推進	○ 地域人材による部活動指導、登下校の見守り、学習支援のバックアップなど、教職員の負担軽減を含め、学校と地域とが一体となった学校づくりを推進できるよう、コミュニティ・スクールの導入を積極的に推進してきました。（県立学校導入実績：R3年度8校→R5年度64校） ● コミュニティ・スクールの導入に関しては、地域、他機関等と様々な調整を行う必要があり、導入段階における業務負担増が課題と認識しています。

II 県教育委員会の取組

1 学校の取組支援

大項目	具体的取組	対象校種		前プランの取組状況					
		県	小	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (R5.12.31 現在)			
(1) 先進的取組の普及	①働き方改革事例集の作成	○	○	・令和3年9月に改訂した「働き方改革事例集（県立学校編）（市町村立学校編）」について、各教育事務所や市町村教育委員会における各種研修会やメルマガ（下記④）等で周知に努めてきました。					
	②学校給食費の公会計化の推進普及		○	<p style="text-align: center;">・ 先進事例を情報提供する等、市町村の環境整備を支援しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;"> ・公会計を実施する市町村 （※全額無償化の3町村を含む） → 27市町村 </td> <td style="width: 33%;"> ・公会計を実施する市町村 （※全額無償化の5町村を含む） → 28市町村 </td> <td style="width: 33%;"> ・公会計を実施する市町村 （※全額無償化の10市町村を含む） → 31市町村 </td> </tr> </table>			・公会計を実施する市町村 （※全額無償化の3町村を含む） → 27市町村	・公会計を実施する市町村 （※全額無償化の5町村を含む） → 28市町村	・公会計を実施する市町村 （※全額無償化の10市町村を含む） → 31市町村
	・公会計を実施する市町村 （※全額無償化の3町村を含む） → 27市町村	・公会計を実施する市町村 （※全額無償化の5町村を含む） → 28市町村	・公会計を実施する市町村 （※全額無償化の10市町村を含む） → 31市町村						
	③教員等のワーキンググループによるスクラップアンドビルドの提案内容の実施	○	○	・ワーキンググループの提案内容等について、「働き方改革事例集」改訂版の作成（上記①）やメルマガ配信（下記④）により周知しています。					
④先進事例のメルマガ配信	○	○	・メルマガ配信実績 「実践！わたしたちの働き方改革 Vol 17～22」（6回配信）	・メルマガ配信実績 「実践！わたしたちの働き方改革 Vol 23～28」（6回配信）	・メルマガ配信実績 「実践！わたしたちの働き方改革 Vol 29～34」（6回配信）				
(2) 地域・保護者の理解醸成		○	○	・PTA会報誌*において「働き方改革プラン」の内容を掲載してもらい、地域及び保護者の理解醸成に努めてきました。 *岩手県PTA連合会「PTAいわて (No.169)」 岩手県高等学校PTA連合会「ポローニア (第46号)」	・リーフレットを作成し、保護者や地域住民の方々に教職員の置かれている勤務実態や、働き方改革の趣旨について理解いただき、地域・保護者の理解醸成に努めてきました。	・令和4年度に作成したリーフレットについて、メルマガ配信（上記(1)④）により周知してきました。			
(3) 関係団体との連携		○	○	・上記(2)のPTA会報誌を活用し「働き方改革プラン」について周知してきました。	・上記(2)のリーフレットを岩手県PTA連合会主催の「PTAリーダー研修会」（令和4年7月開催）の提供資料として配付し、保護者等の理解醸成に努めてきました。				

2 環境整備

大項目	具体的取組	対象校種		前プランの取組状況		
		県	小中	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (R5.12.31 現在)
(1) チームとしての学校の推進	① 少人数学級の拡充		○	35人学級を小中学校の全学年で実施しています。		
	② 小学校専科指導の充実		○	・専科指導のための教員配置 (152校(兼務校を含む)・102人)	・専科指導のための教員配置 (168校(兼務校を含む)・117人)	・専科指導のための教員配置 (153校(兼務校を含む)・102人)
	③ 教職員をサポートする専門スタッフの配置	○	○	/		
	スクールカウンセラー			・県立、市町村立学校に配置 (367校・72人) ・教育事務所に配置 (巡回型カウンセラー8人)	・県立、市町村立学校に配置 (361校・73人) ・教育事務所に配置 (巡回型カウンセラー7人)	・県立、市町村立学校に配置 (360校・51人) ・教育事務所等に配置 (エリア型カウンセラー14人)
	スクールソーシャルワーカー			・各教育事務所に配置 (6事務所・21人)	・各教育事務所に配置 (6事務所・24人)	・各教育事務所に配置 (6事務所等・18人)
	すこやかサポート職員・ 学校生活サポート職員			・すこやかサポート職員 (31校・31人) ・学校生活サポート職員 (31校・31人)	・すこやかサポート職員 (30校・30人) ・学校生活サポート職員 (30校・30人)	・すこやかサポート職員 (30校・30人) ・学校生活サポート職員 (30校・30人)
	かがやきプラン推進事業支援員			・県立高等学校に配置 (37校・37人)	・県立高等学校に配置 (34校・34人)	・県立高等学校に配置 (32校・34人)
	教員業務等支援員			・県立学校に配置 (35校・35人)	・県立学校に配置 (35校・35人)	・県立学校に配置 (33校・33人)
	スクールサポートスタッフ			[通常分] →市町村立学校に配置(7校・7人) [緊急分：新型コロナ対策] →市町村立学校に配置(167校・167人) →特別支援学校に配置(15校・15人)	[通常分] →市町村立学校に配置(7校・7人) [緊急分：新型コロナ対策] →市町村立学校に配置(166校・166人) →特別支援学校に配置(15校・15人)	[通常分] →市町村立学校に配置(7校・7人) [緊急分：新型コロナ対策] →市町村立学校に配置(166校・166人) →特別支援学校に配置(15校・15人)

	④ 事務の共同実施の推進		○	・全市町村で共同実施を実施 (うち共同学校事務室は3市町で実施)	・全市町村で共同実施を実施 (うち共同学校事務室は3市町で実施)	・全市町村で共同実施を実施 (うち共同学校事務室は9市町で実施)
	⑤ 登下校に関する関係機関・地域との連携強化		○	・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業により、スクールガード・リーダーの配置や学校安全ボランティアによる見守り活動を支援していること スクールガード・リーダーの配置 → 15市町村 27名 スクールガード・リーダーの配置 → 15市町村 29名 スクールガード・リーダーの配置 → 15市町村 29名		
制度等改善	① 統合型校務支援システムの在り方の検討等	○	○	・岩手県学校教育 ICT 推進協議会→3回開催 ・統合型校務支援システム検討WG→6回開催	・岩手県学校教育 ICT 推進協議会→3回開催 ・統合型校務支援システム検討WG→11回開催	・岩手県学校教育 ICT 推進協議会→2回開催 ・統合型校務支援システム検討WG→9回開催
	② 各種の学習状況調査の改善	○		○県学習定着度状況調査(10/6実施) ・小5(国・算)、中2(国・数)、質問紙調査について、児童生徒・学校からオンラインによる回答 ○結果分析資料の早期フィードバック ・教科調査と児童生徒質問紙のクロス集計を10/29に発出	○県学習定着度状況調査(10/5実施) ・小5(国・算)、中2(国・数)、質問紙調査のうち、学校質問紙についてはオンラインによる回答 ○結果分析資料の早期フィードバック ・教科調査と児童生徒質問紙のクロス集計を11/10に発出	○県学習定着度状況調査(10/4実施) ・小5(国・算)、中2(国・数)、質問紙調査のうち、学校質問紙についてはオンラインによる回答 ○結果分析資料の早期フィードバック ・教科調査と児童生徒質問紙のクロス集計を12/27に発出
	③ 多忙化解消の視点を持った研究指定の実施	○		・国、県、市町村指定校の総数 小学校 40校、中学校 22校 合計 62校	・国、県、市町村指定校の総数 小学校 33校、中学校 20校 合計 53校	・国、県、市町村指定校の総数 小学校 37校、中学校 26校 合計 63校
	④ 初任者研修制度の見直し	○	○	○ 校外研修 ・校外研修について、令和2年度まで17日間だった期間を令和3年度には15日間に縮減。(小・中・県立) ○ 校内研修 ・校内研修について、年180時間程度をR3年度から年150時間程度に縮減。(小・中・県立)(教職大学院修了者は年95時間程度を年75時間程度に縮減。)		
	⑤ 教員等のワーキンググループによるスクラップアンドビルドの提案内容の実施(再掲)	○	○	1(1)③に同じ。		
⑥ 県教育委員会が実施する会議・調査等の削減	○	○	・会議等の削減等の状況(研修)R3実施→R4実施せず:9研修	・会議等の削減等の状況(研修)R4→R5規模縮小:7項目	・会議等の削減等の状況(研修等)R5→R6廃止:5項目	

			(調査)R3 実施→R4 廃止：3 調査	(調査)R4 実施→R5 廃止：3 調査	(調査等)R5 実施→R6 廃止：2 調査	
	⑦ 県立学校における ICT 環境整備	○	<ul style="list-style-type: none"> 全県立学校に、無線 LAN (W i - F i)、大型提示装置 (プロジェクター)、及び児童生徒用 1 人 1 台端末 (高校は公費 7 割、BYOD 3 割) を整備 G I G A スクールサポーターを民間委託により 4 名配置 総合教育センターで ICT 活用研修を 78 講座実施 	<ul style="list-style-type: none"> 全県立学校に、可搬型無線 A P、置き型ルータ、大型提示装置 (プロジェクター)、及び指導者用端末を整備 G I G A スクール運営支援センターを民間委託により設置 県採用の ICT 支援員を配置 総合教育センターでの ICT 活用研修を 79 講座実施 	<ul style="list-style-type: none"> 通信環境の改善のため、全県立学校の回線増強工事を実施 G I G A スクール運営支援センターを民間委託により設置 県採用の学校 D X 支援リーダーを配置 総合教育センターでの ICT 活用研修を 78 講座実施 	
(3) 部活動の適正な運営	① 部活動指導員の配置	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 市町村立学校 <u>106 人</u> 県立学校 <u>78 人</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村立学校 <u>108 人</u> 県立学校 <u>92 人</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村立学校 <u>139 人</u> 県立学校 <u>103 人</u>
	② 「岩手県における部活動の在り方に関する方針」の徹底	○	○	・ 県立学校、市町村教育委員会に対して、方針の周知と共通理解を徹底してきました。		
	③ 中学生スポーツ・文化活動に係る研究会の提言を踏まえた実践		○	・ 提言について公表 (R3. 5. 17 県総合教育会議) し、当該提言の周知及び普及啓発を行っています。		
	④ 地域部活動推進のための実践研究	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 地域部活動推進実践研究事業 取組団体 (岩手町・葛巻町) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域部活動推進実践研究事業 取組団体 (岩手町、葛巻町、大船渡市スポーツ協会) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域スポーツ活動体制整備事業 取組団体 (盛岡市、宮古市、大船渡市、西和賀町、九戸村)
(4) 勤務時間の適正管理	① タイムカード等による客観的な勤務時間把握	○	<ul style="list-style-type: none"> 全県立学校において、タイムカード等による客観的な勤務時間把握を継続しています。(県内市町村教育委員会においては令和 4 年度から、全ての市町村教委においてタイムカード等による客観的な勤務時間把握を行っています。) 			
	② 夏季・年末年始の学校閉庁日の設定	○	<ul style="list-style-type: none"> 学校閉庁日の設定を推奨する期間において、夏季は少なくとも 4 日程度、年末年始等は少なくとも 6 日程度を学校閉庁日とする旨通知を発出し、学校閉庁日の設定を推奨しています。 			

③ 留守番電話等による時間外対応の推進	○		・ 県立学校における留守番電話の導入校数 (76 校)	・ 県立学校における留守番電話の導入校数 (77 校) ⇒全県立学校で導入	(R4に同じ)
---------------------	---	--	-----------------------------	--	---------

3 健康確保

大項目	具体的取組	対象校種		前プランの取組状況		
		県	小中	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (R5.12.31 現在)
(1) 労働安全衛生体制の確立及び効果的活用	① 小中学校労働安全衛生管理研修会の実施		○	・ 書面開催 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため)	・ 県内4会場で研修会を開催	・ 県内4会場で研修会を開催
	② 県立学校等安全衛生管理者研修会の実施	○	○	・ 書面開催 (新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため)	・ 集合形式で研修会を開催	・ 集合形式で研修会を開催
(2) 心とからだの健康対策	① 長時間勤務者への産業医による保健指導の強化	○		《産業医への報告》		
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外勤務時間が月80時間以上の教職員について、学校から産業医へ必須報告としています。 		
				《産業医による保健指導》		
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外勤務時間が月80時間以上の教職員については、本人の希望により実施しています。 ・ 時間外勤務時間が100時間以上の教職員については、必須として実施しています。 		
				《市町村立学校への働きかけ》		《市町村立学校への働きかけ》
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校等安全衛生管理者研修の研修資料等により働きかけを実施しています。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修資料の他、労働安全衛生体制整備に関する通知を発出し、働きかけをしています。
	② 専門医によるメンタルヘルス相談窓口の設置	○	○	・ 専門医(精神科医)によるメンタルヘルス相談窓口を設置し、メンタルヘルスにおける不調の早期発見等に努めています。		

Ⅲ 市町村教育委員会・市町村立学校の取組

(1) 市町村教育委員会独自の「学校の働き方改革に係るプラン（実施計画等）」の策定状況（県教育委員会事務局教職員課調べ）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (R5.12.31時点)
策定市町村数	14市町村	11市町村（累計25市町村）	3町村（累計28市町村）

(2) 令和5年10月1日時点で、客観的な方法での在校等時間の把握が不十分（※）の教育委員会

（令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査 文部科学省調査）

	回答自治体
①令和5年内に準備の上、令和5年度中に開始する	
②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する	葛巻町、野田村
③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する	矢巾町
④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する	金ヶ崎町、釜石市

（※）在校等時間の把握が不十分⇒「校外において校務として行う業務の時間について客観的に把握していない」又は「土日や祝日などに校務として行う業務の時間を客観的に把握していない」こと

第4 前プランにおける目標達成状況

1 目標の達成状況

《定量的目標》 ～ 県立学校の教員の時間外在校等時間の縮減 ～

目標1 時間外在校等時間月 100 時間以上の者をゼロ

(1) 内容

時間外在校等時間が月 100 時間以上の者を令和3年度からゼロにする。

(2) 結果

	令和3年度	令和4年度	令和5年度(※)
時間外在校等時間月 100 時間以上の延人数	71人	21人	7人

(※) 令和5年度は第3四半期まで

目標2 時間外在校等時間（週休日等の部活動従事時間を除く）月 45 時間超、年 360 時間超の者の段階的縮減

(1) 内容

時間外在校等時間（週休日等の部活動指導従事時間を除く）が月 45 時間超、年 360 時間超の者を下記のとおり段階的に縮減する。

時間外在校等時間	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月 45 時間超	令和2年度実績の	令和2年度実績の	ゼロ
年 360 時間超	5 割減	8 割減	

(2) 結果

時間外在校等時間	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度(※) 実績
月 4 5 時間超	9.7%	(目標) 4.8% (実績) 8.3%	(目標) 1.9% (実績) 8.4%	(目標) ゼロ (実績) 7.8%
年 3 6 0 時間超	28.6%	(目標) 14.3% (実績) 22.8%	(目標) 5.7% (実績) 26.3%	(目標) ゼロ (実績) —

(※) 令和5年度は第3四半期まで

《定性的目標》 ～ 業務への充実感や、健康面での安心感の向上 ～

(1) 内容

令和5年度において「授業や授業準備に集中できている」、「健康でいきいきと業務を行っている」、「業務にやりがいを感じている」等の県立・市町村立学校教職員の肯定的実感が、令和3年度の実施結果から向上することを目指します。(これらの実感の変化を把握するため、県立学校及び市町村立学校教職員へのアンケート調査を実施)

(2) 結果

教職員へのアンケート調査結果によると、令和5年度の調査時点(R5.7)で、令和3年度の実施結果から肯定的実感は減少しており(目標未達)、実感を伴う実効性のある取組が求められます。

○ 全校種教職員のうち抽出教職員を対象としたアンケート調査 (R3～R5 県教育委員会実施)

アンケート内容	肯定的回答の割合			R3→R5の状況 (R5-R3)
	R3	R4	R5	
1 現在の業務にやりがいを感じていますか	87.6%	87.3%	85.2%	△2.4
2 授業や授業準備に集中できていると感じていますか	58.4%	58.2%	53.3%	△5.1
3 健康でいきいきと業務ができていると感じていますか	57.2%	54.2%	50.7%	△6.5

2 これまでの取組の成果

○ 「1 目標の達成状況」のとおり、前プランに基づき各種取組を総合的に推進してきたことは、時間外在校等時間の縮減に一定の成果をもたらしました。

【参考1】 時間外在校等時間が月100時間以上の教員の延べ人数の推移 (単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
R1	242	504	166	219	154	154	220	62	57	61	15	3	1,857
R2	7	5	12	24	3	6	28	1	4	0	1	7	98
R3	7	37	3	8	3	0	9	1	1	1	1	0	71
R4	1	13	0	4	1	0	2	0	0	0	0	0	21
R5	1	1	0	1	0	0	0	0	4				7

【参考2】 時間外在校等時間が月80時間以上の教員の延べ人数の推移 (単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	(割合)
R1	531	878	409	464	305	310	483	230	142	167	81	6	4,006	(8.8%)
R2	46	85	84	228	123	121	360	67	57	37	25	71	1,297	(2.9%)
R3	167	454	60	182	49	27	212	37	47	40	3	18	1,296	(2.9%)
R4	102	287	68	141	46	56	218	25	30	27	11	48	1,059	(2.4%)
R5	124	294	46	123	48	60	169	23	27					

備考：令和元年度から2年度に月100・80時間以上の教員の人数が著しく減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症対策としての部活動の禁止、各種研修・行事等の見直しが大きく影響している。

3 次期プラン（本プラン）に向けた課題

○ 定量的目標の「時間外在校等時間の縮減」に関し、**目標1**（月 100 時間以上の者をゼロ）については、目標達成には至っていないものの、令和元年度の 1,857 人からは大幅に縮減されています。一方、**目標2**（月 45 時間超、年 360 時間超の者の段階的縮減）については、横ばいの状況であり引き続き目標達成に向けた取組が求められます。

○ 定量的目標のうち**目標1**の達成状況と定性的目標のアンケート結果の状況が相反する結果となっています。

これは、100 時間以上の長時間勤務者は逡減傾向にあり、80 時間以上の長時間勤務者の人数も令和元年度の 4,006 人から令和2年度の 1,297 人と大幅に減少しているものの令和2年度以降は、ほぼ横ばいであり、また**目標2**の達成状況も横ばいとなっています。

こうした状況を踏まえると、教職員にとって、「現状の働き方」や「業務負担の改善状況」について必ずしも肯定的実感を伴った状況とはなっていないと推測されることから、負担軽減や業務改善の実感を伴った、より実効性のある取組を進める必要があります。

○ 令和2年度から令和5年度の途中までの時間外在校等時間の縮減の主な要因として、新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務見直し（部活動の禁止、各種研修・会議・行事等の廃止等）による効果が考えられますが、令和5年5月に新型コロナウイルスが5類感染症に移行したことにより、再びコロナ禍前の働き方に戻る懸念があり、今一度真に必要な業務は何かという視点をもって、教育委員会及び学校ともに業務の削減に努めていく必要があります。

○ 「岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）」において、県教育委員会と市町村教育委員会の役割を明記しましたが、令和5年 12 月時点で独自のプラン等を策定していない町村があることや、同年 10 月時点において客観的な方法での在校等時間の把握が不十分な市町村があること（P10 参照）から、市町村教育委員会においても管内学校の働き方改革の推進に係る取組姿勢や内容に差があると認識しています。

県内学校全体の働き方改革を推進していく観点から、県教育委員会として、市町村教育委員会と連携して全県統一の統合型校務支援システムの導入などの勤務環境整備を進めていくほか、市町村教育委員会に対する研修会の実施、先進的取組の周知、働きかけなど市町村の取組の支援について、より一層努めていく必要があります。

第5 学校（教職員）を取り巻く環境変化

1 少子化の進行と子どもの抱える困難の多様化・複雑化

- 本県を含む全国の少子化の進行は深刻さを増しており、過去 10 年間で公立小中学校の学校数や児童生徒数は全国で約 1 割減少しているなど、学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしています。
- また、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒の増加、不登校児童生徒の増加などに対して、適切な支援が求められているとともに、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子どもの抱える困難は、これまで以上に多様化・複雑化しており、これに応じ子どもたちを支える教職員の対応の困難さも一層増しています。

2 教育 DX の推進とその対応

- G I G A スクール構想による 1 人 1 台端末環境において、教育デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、デジタル技術とデータを活用した知見の共有と新たな教育価値の創出を目指すことが不可欠となっていることから、これら技術の活用の際し、学校、教職員も対応していく必要があります。

3 長時間勤務の教員が多い実態と教員不足

- 国が行った平成 28 年度教員勤務実態調査と比較して、令和 4 年度実施の勤務実態調査の速報値では、教員の時間外在校等時間の状況は、一定程度改善したことが明らかとなった一方で、この間、環境整備を進めてきたにもかかわらず、依然として、長時間勤務の教員が多いという勤務実態も明らかとなったことを認識する必要があります。
- 加えて、大量退職・大量採用などの状況の中で全国的に教員不足が指摘されており、危機感を持って受け止め、「教職員の働き方改革」をはじめ、教職の魅力向上に向けた取組を進めていく必要があります。

4 改正給特法の施行

- 教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、学校における働き方改革の一層の推進や教員の処遇の改善等を図るため、国は、令和 7 年 6 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を改正し、教育委員会に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び公表の義務付けや教職調整額の基準となる額の引上げ等の措置を講じており、こうした国の動向を踏まえながら取組を進めていく必要があります。

第6 プランの期間

令和6年度から令和8年度まで

プラン策定後の学校を取り巻く環境変化や長時間勤務者の推移等を踏まえ、取組や目標等の適切な見直しが可能となるよう、前プラン同様の3か年度の計画期間とします。

第7 教育委員会規則に定める時間外在校等時間の上限

県教育委員会は、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」に基づき、「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則」（以下「規則」という。）を制定し、令和2年8月1日より教員の時間外在校等時間の上限等に関し、以下のとおり定めています。

【規則の概要】

【原則】

県教育委員会は、教育職員の時間外在校等時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、業務の量の適切な管理を行うものとする。

- ・ 1箇月について45時間
- ・ 1年について360時間

【例外】

県教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、次に掲げる時間又は月数の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- ・ 1箇月における時間外在校等時間：100時間未満
- ・ 1年における時間外在校等時間：720時間
- ・ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間：80時間
- ・ 1年のうち1箇月における時間外在校等時間が45時間を超える月数：6箇月

第8 プランの目標

時間外在校等時間を規則に定める上限内とすることを段階的に実現するため、プラン期間（令和6年度～令和8年度）における目標を下記のとおりとします。

1 【定量的目標】県立学校の教員の時間外在校等時間の縮減

【目標1】「時間外在校等時間が月80時間以上の者をゼロにすること」を目指す。

【設定の考え方】

- 前プランにおける目標1（時間外在校等時間月100時間以上の者をゼロにする）については、目標達成には至っていないものの、その人数は大幅に縮減されていることから、次に達成するレベルとして、以下の考え方に基づき「80時間以上の者をゼロ」としたもの。
 - ・ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）で、医師による面接指導対象として「80時間を超え、かつ疲労蓄積が認められる者」と規定していること。（第52条の2）
 - ・ 規則の例外規定（P15）に定める上限時間及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）で、他律的業務の比重が高い部署として勤務する職員の複数月平均時間の上限時間が「80時間」と規定されていること。（第7条の3第1項第2号ウ）

【目標2】時間外在校等時間（週休日等の部活動従事時間を含む）が月45時間超、年360時間超の者を下記のとおり段階的に縮減する。

時間外在校等時間	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月45時間超	前年度（R5年度）	前年度（R6年度）	前年度（R7年度）
年360時間超	実績より減少	実績より減少*	実績より減少*

※ 令和7年度及び令和8年度においては、上記目標に「令和5年度実績より減少」の目標を加える。

【設定の考え方】

- 「月45時間」、「年360時間」に週休日等の部活動従事時間を含むとする目標設定は、本プラン第7の教育委員会規則において規定する「月45時間」、「年360時間」と同様であり、教員の負担軽減を趣旨とする働き方改革プラン目標として同じ基準を採用することがより適切と考えるもの。
- 単に前年度実績より減少という目標設定では、「経年的な逡減」を達成することができない場合があるため、本プランの計画初年度の前年度（R5年度）の実績からの減少という目標を加えるもの。

【参考】 部活動業務における教員の負担について、経年での可視化を図りこれに応じた対策を検討する観点から「週休日等の部活動従事時間を除く時間外在校等時間」については、継続して集計し、現行プランから縮減率を変更した以下の実現に向けた取組を推進します。

時間外在校等時間	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月45時間超	令和5年度実績から令和8年度に向けて△10%縮減		
年360時間超			

[努力目標]

令和7年6月に給特法が改正された趣旨を踏まえ、また、令和9年度からの次期プランを見据えて、働き方改革を一層推進していくことを目的に次期プラン策定前から把握（管理）していく努力目標を下記のとおりとします。

令和8年度

1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間 平均で25時間程度

2 【定性的目標】業務への充実感や健康面での安心感の向上、教職員のウェルビーイングの確保

令和8年度において、以下の項目に係る肯定的実感が、令和6年度から向上することを目指します。

これらの実感の変化を把握するため、県立・市町村立学校における教職員へのアンケートを毎年度実施します。

【目標に関連するアンケート項目】

- ・「授業や授業準備に集中できている」
- ・「健康でいきいきと業務を行っている」
- ・「業務にやりがいを感じている」
- ・「自分の家庭のための時間を十分に確保できている」
- ・「自分自身の自由な時間を確保できている」

第9 プランの目標達成状況（令和7年度第3四半期時点）

1 【定量的目標】 県立学校の教員の時間外在校等時間の縮減

【目標1】 「時間外在校等時間が月80時間以上の者をゼロにすること」を目指す。

時間外在校時間が80時間以上の教員の延べ人数 (単位：人)

		R5(参考)	R6	R7	前年度比較
第1四半期	高等学校	462	153	61	△92
	支援学校	2	0	0	0
	県立学校計	464	153	61	△92
第2四半期	高等学校	231	26	21	△5
	支援学校	0	0	0	0
	県立学校計	231	26	21	△5
第3四半期	高等学校	219	48	12	△36
	支援学校	0	1	0	△1
	県立学校計	219	49	12	△37
第4四半期	高等学校	90	20		
	支援学校	0	0		
	県立学校計	90	20		
年間	高等学校	1,002	247		
	支援学校	2	1		
	県立学校計	1,004	248		

【目標2】 時間外在校等時間（週休日等の部活動従事時間を含む）が月45時間超、年360時間超の者を段階的に縮減する（前年度実績より減少）。

時間外在校時間が月45時間超（週休日の部活含む）の教員の割合 (単位：%)

		R5(参考)	R6	R7	前年度比較
第1四半期	高等学校	38.6	36.5	33.0	△3.5
	支援学校	10.1	7.0	5.2	△1.8
	県立学校計	29.7	27.4	24.3	△3.1
第2四半期	高等学校	26.5	22.0	22.3	0.3
	支援学校	1.4	1.5	1.6	0.1
	県立学校計	18.7	15.6	15.8	0.2
第3四半期	高等学校	25.6	23.2	22.6	△0.6
	支援学校	3.3	3.8	2.4	△1.4
	県立学校計	18.5	17.1	16.3	△0.8
第4四半期	高等学校	16.2	13.5		
	支援学校	0.8	0.7		
	県立学校計	11.4	9.5		
年間	高等学校	26.7	23.8		
	支援学校	3.9	3.2		
	県立学校計	19.5	17.4		

時間外在校等時間（週休日の部活動指導従事時間を含む）が年 360 時間超の職員割合
（単位：％）

	R5(参考)	R6
高等学校	53.3	51.0
支援学校	17.6	14.8
県立学校計	42.0	39.7

2 【定性的目標】業務への充実感や健康面での安心感の向上、教職員のウェルビーイングの確保

令和8年度において、以下の項目に係る肯定的実感が、令和6年度から向上することを目指します。

○ 全校種教職員のうち抽出教職員を対象としたアンケート調査（R5～R7 県教育委員会実施）

	肯定的回答の割合		
	R5(参考)	R6	R7
1 授業や授業準備に集中できていると感じていますか	53.3%	58.9%	61.5%
2 健康でいきいきと業務ができていますと感じていますか	50.7%	58.6%	57.2%
3 現在の業務にやりがいを感じていますか	85.2%	87.9%	87.1%
4 自分の家庭のための時間を十分に確保できていますか	45.2%	46.1%	43.6%
5 自分自身の自由な時間を確保できていますか	43.4%	46.6%	45.8%

第10 具体的取組

県立学校、県教育委員会、市町村教育委員会・市町村立学校の各主体において、以下の取組を展開します。

備考：「3分類」は、「学校と教師の業務の3分類」(P31)に対応した取組

I 県立学校の取組

県立学校の働き方改革については、県立学校が主体となって実施する以下の取組を県教育委員会が実施する取組（P22～）と両輪となって進めます。

1 管理職員の適切なマネジメントの推進

① 学校のアクションプランの推進

- 県立学校において、本プランの内容を踏まえ、それぞれの取組目標や具体的取組を含むアクションプランを策定し、各校がその実状に応じ、主体的に取組を進めます。

② 長時間勤務者の要因分析の実施

- 管理職員は、毎年度、人事面談の機会を捉え、全教職員と自校における時間外在校等時間の状況を共有するとともに、各学校で実践する働き方改革の取組について意見交換を実施します。

また、時間外在校等時間が慢性的に月 80 時間以上の教職員については、その要因の把握を行うとともに、業務分掌の見直し、業務スクラップ等による改善の方向性を話し合います。

③ 部活動の適正化

- 管理職員は、「学校の部活動に係る活動方針」の休養日及び活動時間に関する基準に基づく活動を行うことを推進します。また、複数顧問の配置や部活動指導員の活動を推進するとともに、適切な部活動の運営及び管理に係る体制の構築に取り組むなど適切なマネジメントを行います。

2 教職員の健康管理

① 長時間勤務者の要因分析の実施（再掲）

1 ②に同じ。

② 衛生委員会の効果的活用

- 衛生委員会を機能的に活用し、教職員ごとの時間外在校等時間の状況を共有するとともに、働き方改革の取組の方向性や具体的な業務削減の内容について議論するなど、各校の実効的取組につなげます。

3 学校における業務改善の推進

① 学校行事等の見直し **3分類**

- 新型コロナウイルス感染症対策として実施した、行事の開催見送り、規模縮小、隔年開催などの各種見直しについて、5類感染症移行後、単にコロナ禍前の業務のやり方に戻すのではなく、真に必要な業務は何かという視点から必要性を十分に見極めた上で、今後も継続可能な見直しを検討・実施します。

② 会議の効率化

- コロナ禍における先進事例等を踏まえ、ネットワーク利用による資料印刷の省略、説明項目の精選など会議時間の短縮に係る方法やリモート会議による移動時間軽減により、教員が教員でしかできない業務等に集中するための時間を作り出します。

4 学校及び教員が担う業務の明確化・適正化等の推進

① 団体業務の負担軽減

- 部活動関係団体、PTA、同窓会等の事務局業務について、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化や、適切な役割分担を進めるよう、各団体と連携・協議していきます。※ II 1(3)の取組と連動

② コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 **3分類**

- 地域人材による部活動指導、登下校の見守り、学習支援のバックアップなど地域とともにある学校づくりに係る各種教育活動の実施及び地域住民等との連絡調整を行う地域コーディネーターの配置等により、教職員の負担軽減を含め、学校と地域とが一体となった学校づくりを推進できるよう、コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動を一体的に推進します。

Ⅱ 県教育委員会の取組

備考1： **新規**は本プランからの新規事業、**拡充**は前プランからの取組を拡充するもの

備考2： 令和7年度以降の取組内容は各年度の県予算編成において決定されるもの

1 学校の取組支援

(1) 先進的取組の普及

① 働き方改革事例集の作成・周知（県立・小中）

- 県立学校・市町村立学校における働き方改革の先進的取組事例をとりまとめ、または国等の他団体で作成した事例集等を周知し、学校間で共有することにより、全県の学校への取組の波及を図っていきます。

② 学校給食費の公会計化の推進（小中） **3分類**

- 学校給食費の公会計化に係る県内の取組状況や事例を各市町村教育委員会に情報提供するなど公会計化に向けた環境整備を支援します。

③ 先進事例のメルマガ配信（県立・小中）

- 県教育委員会の取組のほか、他の都道府県等における取組事例や、事例集における各事例等について、個別にわかりやすく順次紹介していくメルマガを配信することで、先進的取組の周知・普及を図ります。

(2) 地域・保護者の理解醸成（県立・小中） **3分類**

- 地域・保護者に対し、学校における働き方改革の趣旨についての理解醸成を図るため、リーフレット等の学校での配架、ホームページ等での広報、PTA会合での出前説明を行うなど、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化や、適切な役割分担を進めます。

(3) **拡充** 関係団体・地域との連携（県立・小中） **3分類**

- 部活動関係団体、PTA、同窓会等の関係団体に対し、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化、適切な役割分担を進める観点から、当該団体に係る業務の負担軽減などについて要請を行いながら、学校の働き方改革の実現に向けて当該団体と連携していきます。
- 学校と警察の連携による「岩手っ子健全育成サポート制度」協定書を締結し、児童生徒の問題行動・犯罪被害防止に係る相互連携を図っています。

<本プランにおける発展>

- 学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりを推進し、幅広い地域住民等の参画による多様な教育活動の充実に取り組むとともに、学校と地域をつなぐコーディネート人材の配置を支援します。

2 環境整備

(1) チームとしての学校の推進

① 少人数学級の拡充 (小中)

- 本県では、平成 30 年度に少人数指導との選択制により、少人数学級（35 人学級）を小学校 5 年生へ拡充、さらに、令和元年度に小学校 6 年生に拡充したことにより、小中学校の全学年で少人数学級を実施しています。

引き続き、本プラン期間においても、小中学校の全学年での少人数学級を実施していきます。

② 小学校専科指導の充実 (小中)

- 教員の持ちコマ数を軽減し、教員が、児童生徒への指導や教材研究に注力できる環境を構築するため、専科指導のための教員配置を拡充します。

③ **新規** 産育休前補充の拡充 (小中)

- 産育休を予定する教職員について調査した上で、安心して産育休を取得でき、また業務の円滑な引き継ぎを行うことが可能となるように、産前休暇に入る前に補充者を配置します。

④ 教職員をサポートする専門スタッフの配置 (県立・小中) **3分類**

- 教職員が、児童生徒への指導や教材研究に注力できる環境を構築するため、引き続き、教職員の事務作業の補助や児童生徒に対する個別的できめ細やかな対応を行う専門スタッフを配置します。

◇ スクールカウンセラー

学校における教育相談体制の充実を図ることを目的として配置される、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する職員

◇ スクールソーシャルワーカー

教育相談体制の充実を図ることを目的として配置される、社会福祉の専門的な知識・技術を有する職員

◇ すこやかサポート職員・学校生活サポート職員

児童生徒の学力向上や生徒指導の充実を目的とした教育活動の一環として、退職教職員や教員免許の保有者等の多様な人材から成る職員

◇ かがやきプラン推進事業支援員

障がい等によって特別な支援を必要とする生徒への個別的な対応を行うため、学校に配置される職員

◇ 教員業務等支援員・スクールサポートスタッフ

教職員の業務支援を図り、教職員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的として、教職員の事務の補助を行う職員

- ⑤ **新規** 法務相談体制の整備（県立・小中） **3分類**
- 学校の諸課題の速やかな解決と教職員の負担軽減が図られるよう、スクールロイヤーによる法務相談体制を整備します。
- ⑥ 事務の共同処理の推進（小中）
- 行政事務の専門性を強化し、教育活動へのきめ細やかな支援を行うことを目的に実施している給与・旅費等の事務の共同実施を引き続き実施し、事務職員の負担を軽減するとともに、事務処理の適正化や、学校間の連携強化等を図ります。
- ⑦ **拡充** ~~登下校に関する関係機関・地域と~~ **学校との連携強化**（小中） **3分類**
- 地域住民、保護者等による登下校時の見守り等が広く行われることにより、学校及び教職員と地域との適切な役割分担が一層推進されるよう、スクールガード・リーダーの配置等を支援します。
 - **一部改訂（新規）** 地域と学校が連携し、授業や校外活動の補助など、地域住民、保護者等がボランティアとして学校を支援する体制を整備するため、地域学校協働活動推進員等の配置及び活動を支援します。

（2）制度等改善

- ① **拡充** 統合型校務支援システムの整備等（県立・小中） **3分類**
- 市町村立小中学校における教育の質の向上及び教職員の業務の軽減・効率化を図るため、県と県内全市町村とで組織する「岩手県学校教育ICT推進協議会」において検討を進めてきた、県内統一の統合型校務支援システムについて、令和6年度から順次導入を進めます。

<本プランにおける発展>

- 令和6年度から順次導入を進める県内統一の校務支援システムについては、システムを使用する教職員からの問い合わせ等に対応できるよう、運用委託事業者によるヘルプデスク体制も用意し、円滑な導入を進めていきます。
 - 県立高校における生徒情報等の各システムへの入力作業に係る負担の軽減を図る観点から、生徒情報や調査書等の情報について、令和6年度から順次導入予定となっている中学校の県内統一統合型校務支援システムから、県立高校の入試事務運用処理システム及び校務支援システムにデータを受け渡す仕組みについて検討を進めます。
- ② 年間総授業時数の点検（小中）
- 「公立小・中・義務教育学校における教育課程の編成・実施状況調査」を実施し、年間総授業時数の状況を把握した上で、標準授業時数を大幅に上回る教育課程を編成している学校については、当該学校を所管する教育委員会を通じて、教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導助言を行います。

③ 各種の学習状況調査の改善 (小中)

- 令和3年度以降の県学習定着度状況調査について、国語、算数・数学等の2教科に精選して実施し、教員の採点・入力等の負担軽減、結果のフィードバックまでの時間短縮を図ることにより、各学校が調査結果の分析・活用に注力できるよう取り組みます。 **とともに、調査のCBT化(コンピュータ実施)の取組を進めます。** 一部改訂(拡充)〔調査のCBT化を追記〕

④ 多忙化解消の視点を持った研究指定の実施 (小中)

- 小中学校における教育の充実改善を目的に実施している、教育課程や学習指導方法等に係る研究について、県教育委員会による指定の重点化・精選を進めるとともに、各学校において、発表資料の簡素化、研究紀要の作成合理化、礼状の省略等の取組を進めるよう、働きかけを行います。

⑤ 研修体系の見直し (県立・小中)

- 基本研修の研修体系について、研修者の受講に伴う負担を軽減するため、各実施機関が実施する研修内容の整理・精選や組み換え等、不断の見直しを実施していきます。

⑥ 拡充 県教育委員会が実施する会議・調査等の削減 (県立・小中) 3分類

- 新型コロナウイルス感染症対策として実施した各種業務の見直しも踏まえながら、学校を対象とする研修・会議・照会・調査等の削減・合理化を検討します。

<本プランにおける発展>

- 県教育委員会事務局が主体となって実施する各種業務について、県立学校・市町村立学校の視点から削減できる業務等がないかどうか、県立学校及び市町村教育委員会から意見を徴することにより事務局内部での業務等の削減に係る検討を進めます。

⑦ 県立学校におけるICT環境整備 (県立) 3分類

- GIGAスクール構想により整備したICT機器の計画的な更新や、高速大容量通信に対応したネットワーク環境の充実を図るとともに、総合教育センターにおける教員向けICT研修の充実等により、教員のICT機器等の効果的な活用を支援します。

⑧ 一部改訂(新規) 校務における生成AIの活用 (県立・小中)

- 総合教育センターが作成した「校務における生成AI活用ガイド」や校務で使える「教育センタープロンプト」など、学校現場での具体的な利活用方法を周知するとともに、教員向け研修の実施により、校務における生成AIの活用を支援します。

(3) 部活動の適正な運営

① 部活動指導員の配置 (県立・小中^(※)) ※中学校に限る。 **3分類**

- 部活動を担当する教員の負担軽減及び部活動の質的な向上を図るため、中学校及び高等学校への部活動指導員の配置を継続します。
- 学校等における大会等の引率業務の負担を軽減するため、部活動指導員が引率可能であることを周知します。

② 適切な部活動休養日及び活動時間の徹底 (県立・小中^(※)) ※中学校に限る。 **3分類**

- 「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、県立学校に対し、適切な部活動休養日及び活動時間の徹底を図ります。また、市町村教育委員会に対しては、市町村の方針に基づく適切な部活動休養日や活動時間の遵守を促します。

《県の方針による基準》

【中学校】

- ・ 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

【高等学校】

- ・ 週1日以上以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上以上の休養日の設定に努める。
- ・ 1日の活動時間は、学校の特色及び種目等を考慮し、各学校において適切に設定する。

③ **新規** 公立中学校における部活動の段階的な地域クラブ活動への移行 (小中^(※))

※中学校に限る。 **3分類**

- 「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、関係機関と連携し、地域によるスポーツ・文化芸術活動の段階的な体制の整備を促進します。

(4) 勤務時間の適正管理

① **拡充** タイムカード等による客観的な勤務時間把握 (県立・小中)

- 管理職員は、タイムカード等により把握した客観的な勤務時間をもとに、各教職員が置かれている業務負担の状況を把握・分析し、教職員間の業務平準化、業務のスクラップアンドビルド等の時間外在校等時間の縮減に向けた取組や、医師の保健指導等による心身不調の未然防止に向けた取組など、適切なマネジメントを実施します。
- タイムカード等により把握することが困難な週休日等の部活動指導従事時間は、教員の長時間勤務の主な要因となっていることから、部活動指導手当の申請書や活動記録等により管理職員が適正に把握します。

＜本プランにおける発展＞

- 市町村教育委員会に対しても、適切に客観的勤務時間を把握し、把握したデータを効果的に活用するよう働きかけを行います。

【参考】市町村教育委員会への働きかけの事例

- 「校外において校務として行う業務」や「土日や祝日などに校務として行う業務」の時間について客観的に把握すること
 - 時間外勤務の要因を分析し、解消する方策を話し合う機会の仕組化 等
- **一部改訂（拡充）** 県立学校における客観的勤務時間の把握については、タイムカードにより把握しているところですが、本人が随時記録を閲覧できるシステムの導入等の検討を進めます。

② 夏季・年末年始の学校閉庁日の設定（県立）

- 仕事と休みのメリハリを設けることで教職員の疲労や心理的負担の軽減を図るため、夏季・年末年始に、緊急時の連絡体制を構築しつつ、学校閉庁日の設定を実施します。
- 時間外在校等時間の縮減に効果的な取組であることに鑑み、令和3年度から学校閉庁日の設定を推奨する期間や、基準日数（推奨期間において閉庁日を設定する最低限の日数）を拡大しています。
- また、市町村立学校においても同様の取組を行うよう働きかけを行います。

③ 留守番電話等による時間外対応の推進（県立・小中） **3分類**

- 留守番電話を全県立学校に導入したことを踏まえ、その効果を紹介する等、市町村立学校においても同様の取組を行うよう働きかけを行います。

（5）教職員のハラスメント対策

① マニュアル等を活用した職場研修の実施（県立・小中）

- 「岩手県教職員コンプライアンス・マニュアル」（平成18年3月策定。平成28年12月最終改訂）に基づき、各職場において研修を実施しています。

② ハラスメントに関する相談・苦情窓口の設置（県立・小中）

- 毎年度ハラスメントに関する相談・苦情窓口を設置し、相談員による受付対応を実施しています。

3 健康確保

(1) 労働安全衛生体制の確立及び効果的活用

① 小中学校労働安全衛生管理研修会の実施（小中）

- 市町村立学校における労働安全衛生体制の整備を推進するため、県内の市町村立学校の管理職員を対象に、体制整備の支援・助言を内容とする研修会を実施します。

② 県立学校等安全衛生管理者研修会の実施（県立・小中）

- 各学校における安全衛生管理活動の充実や、市町村立学校における労働安全衛生体制の整備を推進するため、県立学校の衛生管理者及び市町村教育委員会の担当者を対象に、先進的取組の普及や体制整備の支援・助言を内容とする研修会を実施します。

(2) 心とからだの健康対策

① **拡充** 長時間勤務者への産業医による保健指導の強化（県立）

- 時間外在校等時間が月 80 時間以上の教職員については、学校から産業医への報告を必須とし、産業医から適切な保健指導を行う体制を確保します。
- また、市町村立学校においても同様の取組を行うよう働きかけを行います。

<本プランにおける発展>

- 時間外在校等時間が月 100 時間以上の教職員に加えて、2～6 か月の間における平均時間外在校等時間が月 80 時間以上の教職員についても産業医による保健指導の対象とするよう見直します。

② 専門医等によるメンタルヘルス相談窓口の設置（県立・小中）

- 専門医等によるメンタルヘルス相談窓口を通年で設置し、メンタルヘルスの不調の早期発見及び症状緩和のための相談体制を確保します。

③ **一部改訂（拡充）** ストレスチェックに基づく医師の面接指導の勧奨（県立）

- ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された教職員に対し、医師による面接指導を勧め、申し出があった場合、医師による面接指導を行う体制を確保します。

4 関連する取組（教員の人材確保）

（1）教職の魅力発信

① 採用説明会の拡充（オンラインガイダンスの実施）

採用説明会については、訪問形式のみならず、オンライン形式での説明会を行うことなどにより、教員志望者の掘り起こしを行い優秀な人材の確保に努めます。

② **新規** ペーパーティーチャーを対象とした説明会の実施

ペーパーティーチャー（教員免許を保有しているが、現在教職には就いていない者）を対象に、岩手県の教員として働くことの魅力や勤務条件等に関する説明会を実施することにより、教員の確保につなげます。

③ **一部改訂（新規）** 高校生を対象とした教職セミナー等の実施

高校生を対象とした教職セミナーを実施するとともに、小中学校の学校公開に高校生が参加できる仕組みを整えることなどにより、教員志望者の掘り起こしを行い優秀な人材の確保に努めます。

（2）受験しやすい環境整備

① **新規** 電子申請による受験申込

令和5年度より、教員採用試験について、オンラインでの申し込みを可能とし、利便性を向上させることで、志願者が受験しやすい環境に努めます。

② 受験年齢の引上げ

令和2年度実施の採用試験より、経験豊かな人材の確保のため、受験年齢制限を満49歳以下から満59歳以下に引上げています。

③ **一部改訂（新規）** 大学3年生選考の新設等

令和7年度実施の採用試験より、大学3年生選考を新設し、4年次の負担軽減を図ることで、志願者の確保に努めるとともに、県内で臨時的任用教職員の経験を有する受験者の第1次選考での教職専門を免除するなど、受験しやすい環境を整備します。

Ⅲ 市町村教育委員会・市町村立学校の取組

- 市町村立学校の働き方改革については、学校設置者である市町村教育委員会がその取組を進めることが基本となります。
- 市町村教育委員会においては、国が示す「業務量管理・健康確保措置実施計画（例）」や本プラン等を参考に、同様のプラン、基本方針、実施計画等を策定した上で、地域や保護者等外部の方々へ学校の現状を理解いただけるよう学校の現状や取組内容等に係る「見える化」に努めてください。
また、プラン等においては、県全体における教職員の働き方改革の観点を踏まえながら、実状に応じた目標を設定し、取組を進めるなど、市町村立学校の働き方改革の取組を推進いただきますようお願いいたします。
- 上記の立場を基本としつつ、以下の具体的取組について、各市町村教育委員会において、各市町村が設置する小中学校等に周知を図るとともに、各学校が適切に対応できるよう指導をお願いします。

- 1 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進について
 - (1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組
 - (2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し
 - (3) ICTの活用による校務効率化の推進
- 2 学校における働き方改革の実行性の向上等
 - (1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働
 - (2) 健康及び福祉の確保の徹底
 - (3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

※ 上記内容については、県教委・県立学校の主な取組（P28～29）も参考にしてください。

- 令和7年6月に給特法が改正され、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・実施等に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導・助言等が努力義務化されました。県教育委員会としても、今後の国の動向を注視しつつ、その支援の内容・あり方を検討していきながら、持続可能な教職員の勤務環境整備に向けて、下記の支援に取り組んでいきます。

また、市町村教育委員会に対する研修会の実施や、先進的取組の周知、効果的取組の実施の働きかけなどを通じ、市町村教育委員会と連携し、一体となって県全体の働き方改革の推進を図っていきます。

【県教育委員会による市町村立学校への支援】

- ・ 教職員定数の改善、支援スタッフの配置充実、教職員の処遇改善、教職員のなり手確保、加配教員等の配置充実
- ・ 学校のICT機器を活用し、円滑な業務遂行を推進する取組
- ・ 部活動の適切な運営のための体制整備に向けた取組
- ・ メンタルヘルス相談窓口の設置、教職員の健康確保の取組 など

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」

(令和7年9月25日 文部科学省告示第114号)に基づく「学校と教師の業務の3分類」

【参考】3分類に基づく19の取組

学校と教師の業務の3分類

別添4

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

3分類に基づく 19 の取組に対応する県教委・県立学校の主な取組

19 の取組	県教委・県立学校の主な取組 () 取組内容記載頁
①登下校対応	⇒「登下校に関する関係機関・地域と 学校 との連携強化」(P24) ⇒「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」(P21)
②放課後等の見回り、児童等が補導された時の対応	⇒「地域・保護者の理解醸成」(P22) ⇒ 再掲 「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」(P21) ⇒「留守番電話等による時間外対応の推進」(P27)
③学校徴収金の徴収・管理	⇒「学校給食費の公会計化の促進」(P22)
④地域学校協働活動	⇒「関係団体・地域との連携」(P22) ⇒ 再掲 「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」(P21)
⑤保護者等からの過剰な苦情等	⇒「法務相談体制の整備」(P24)
⑥調査等への回答	⇒「県教育委員会が実施する会議・調査等の削減」(P25)
⑦学校の広報資料・ウェブサイト管理等	⇒「教職員をサポートする専門スタッフの配置」(P23)
⑧ICT 機器等管理	⇒「県立学校におけるICT環境整備」(P25) ⇒ 再掲 「教職員をサポートする専門スタッフの配置」(P23)
⑨体育館等の施設・設備管理	⇒ 体育施設の開放に係る管理指導員を配置
⑩校舎の開錠・施錠	⇒ 機械警備を導入し、校舎の開錠、施錠等の管理業務を委託
⑪休み時間対応	⇒ 再掲 「関係団体・地域との連携」(P22) ⇒ 再掲 「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」(P21)
⑫校内清掃	⇒ 再掲 「教職員をサポートする専門スタッフの配置」(P23)
⑬部活動	⇒「部活動指導員の配置」(P26) ⇒「適切な部活動休養日及び活動時間の徹底」(P26) ⇒「公立中学校における部活動の段階的な地域クラブ活動への移行」(P26)
⑭給食時対応	⇒ 再掲 「関係団体・地域との連携」(P22)
⑮授業準備	⇒ 再掲 「県立学校におけるICT環境整備」(P25) ⇒ 再掲 「教職員をサポートする専門スタッフの配置」(P23)
⑯学習評価・成績処理	⇒「統合型校務支援システムの整備等」(P24) ⇒ 再掲 「教職員をサポートする専門スタッフの配置」(P23) ⇒ 再掲 「県立学校におけるICT環境整備」(P25)
⑰学校行事準備等	⇒「学校行事等の見直し」(P21) ⇒ 再掲 「県教育委員会が実施する会議・調査等の削減」(P25)
⑱進路指導	⇒ 再掲 「統合型校務支援システムの整備等」(P24)
⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応	⇒ 再掲 「教職員をサポートする専門スタッフの配置」(P23) ⇒「法務相談体制の整備」(P24)

第11 プランの推進

- ・ プランの目的の実現に向けて、県内学校の教職員一人ひとりが計画内容を共有できるよう、県立学校及び市町村立学校に周知し、浸透を図っていきます。
- ・ また、取組に係る総合調整を県教育委員会事務局教職員課で行い、年度ごとに、取組の進捗状況や時間外在校等時間の推移の把握、目標の達成状況の分析を「岩手県教職員働き方改革プラン」推進会議で実施し、目標や具体的取組の見直しを行いながら、プランを着実に推進します。
- ・ 毎年度の取組状況や目標達成状況は、「岩手県教職員働き方改革プラン」推進会議や総合教育会議での報告内容をホームページにて掲載します。

【参考資料1】 県立学校における教員の時間外在校等時間の状況

(1) 教員1人あたりの月平均の時間外在校等時間(単位:時間)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高等学校	41.9	34.2	32.9	33.7	32.7	30.7
特別支援学校	19.8	21.1	20.9	19.6	18.4	17.9
県立学校全体	35.2	30.2	29.1	29.3	28.2	26.7

(2) 時間外在校等時間が月80時間以上の教員の割合(単位:%)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高等学校	12.5	4.1	4.2	3.6	3.4	0.8
特別支援学校	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
県立学校全体	8.8	2.9	2.9	2.4	2.3	0.6

(3) (2)のうち、時間外在校等時間が月100時間以上の教員の割合(単位:%)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高等学校	5.8	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0
特別支援学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
県立学校全体	4.1	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0

(4) 時間外在校等時間(週休日等の部活動従事時間を含む)が月45時間超の教員の割合(単位:%)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高等学校	36.9	28.8	26.3	28.7	26.7	23.8
特別支援学校	7.1	7.6	7.4	6.3	3.9	3.2
県立学校全体	27.9	22.2	20.3	21.6	19.5	17.4

(5) 時間外在校等時間(週休日等の部活動従事時間を含む)が年360時間超の教員の割合(単位:%)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高等学校		55.9	54.6	56.5	53.3	51.0
特別支援学校		25.1	24.5	20.6	17.6	14.8
県立学校全体		46.4	45.1	45.1	42.0	39.7

【参考資料2】 教職員の病気療養状況

(1) 引き続き14日以上療養した教職員（単位：人）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県立学校	114	107	131	114	118	102
市町村立学校	203	160	177	180	201	219
県教委事務局	2	5	7	6	9	17
全 体	319	272	315	300	328	338

(2) (1)のうち精神疾患の者（単位：人）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県立学校	39 (34.2%)	42 (39.3%)	64 (48.9%)	54 (47.4%)	51 (43.2%)	42 (41.2%)
市町村立学校	104 (51.2%)	91 (56.9%)	100 (56.5%)	114 (63.3%)	132 (65.7%)	124 (56.6%)
県教委事務局	1 (50.0%)	1 (20.0%)	4 (57.1%)	4 (66.7%)	4 (44.4%)	13 (76.5%)
全 体	144 (45.1%)	134 (49.3%)	168 (53.3%)	172 (57.3%)	187 (57.0%)	179 (53.0%)

※ 括弧内は、(1)の人数に占める割合

【参考資料3】 国の動向

(1) 教員勤務実態調査（令和4年度）の集計（確定値）について（令和6年4月4日）

働き方改革の取組の進展を把握すべく、教育職員の勤務実態調査を行った上で、公立の義務教育諸学校等教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることが求められていることを踏まえ、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等を把握・分析することを目的として実施した調査について、文部科学省が速報値として公表したものの。

（抜粋）

令和4年度教員勤務実態調査集計結果（確定値）概要

10・11月の集計結果

- 前回調査（平成28年度）と比較して、平日・土日共に、全ての職種において在校等時間が減少。

職種別 教師の1日当たりの在校等時間（時間：分）

平日							
	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:09	-0:28	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31	10:06
講師	10:54	10:18	-0:36	11:16	10:27	-0:49	9:53
養護教諭	10:07	9:53	-0:14	10:18	9:53	-0:25	9:19

土日							
	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	平成28年度	令和4年度	増減	平成28年度	令和4年度	増減	令和4年度
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04	2:14
講師	0:57	0:20	-0:37	3:10	1:53	-1:17	2:10
養護教諭	0:46	0:22	-0:24	1:10	0:29	-0:41	0:34

※「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む。

※在校等時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

(2) 文部科学大臣から中央教育審議会へ諮問（令和5年5月22日）

文部科学大臣から、現在の学校を取り巻く環境を踏まえ、具体的な検討（①学校における働き方改革の在り方、②教師の処遇改善の在り方、③学校の指導・運営体制の充実の在り方）を依頼するため中央教育審議会に諮問したもの。

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について （令和5年5月22日中央教育審議会諮問）【概要】

学校や教師を取り巻く環境

学校を取り巻く環境の変化

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0の時代」、先行き不透明・予測困難な「VUCA」の時代の到来
- 2050年には、生産年齢人口が現在の約3/4に減少、過去10年間で公立小中学校の児童生徒数が約1割減少
- 特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒・不登校児童生徒の増加、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子供の抱える困難の多様化・複雑化
- GIGAスクール構想による1人1台端末環境の実現、教育DXの推進によるデジタル技術とデータを活用した知見の共有と新たな教育価値の創出の必要性

「令和の日本型学校教育」の実装を直接担う教師を取り巻く環境

<令和4年度教員勤務実態調査速報値>

平成28年度実施の前回調査との比較では、教師の時間外勤務の状況は一定程度改善。一方、依然として長時間勤務の教師が多い実態も明らかに。

全国的に教師不足が指摘されている憂慮すべき状況。

我が国の学校教育の中核であり、その成否を左右する教師に質の高い人材を確保することが必須であり、抜本的に教職の魅力を上向きさせることが喫緊の課題

- ・教師に係る勤務制度を含めた一層実効性ある働き方改革の推進
 - ・教師の給与に関する枠組みの見直しを含む処遇の改善
 - ・学校の指導・運営体制の充実
- 一体的・総合的な
推進が不可欠**

具体的な検討事項

①更なる学校における働き方改革の在り方について

- ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」について、更なる役割分担・適正化を推進する観点からの学校・教師が担う業務の在り方
- ・「上限指針」の実効性を高めることができる仕組みの在り方
- ・各教育委員会における学校の働き方改革の取組状況等を「見える化」するための仕組みの在り方
- ・健康及び福祉の確保の観点からの、長時間の時間外勤務を抑制するための仕組みの在り方 等

②教師の処遇改善の在り方について

- ・教師の職務と勤務態様の特殊性を踏まえて、勤務時間の内外を問わず教師の職務を包括的に評価し、一律給料月額4%を支給することとしている教職調整額及び超勤4項目の在り方
- ・教育が教師の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいなど職務の特殊性に対する考え方
- ・現在の学校現場の状況や県費負担教職員制度等を踏まえた時間外勤務手当の支給に対する考え方
- ・教師の意欲や能力の向上に資する給与制度や教師の職務等に応じた給与のメリハリの在り方 等

③学校の指導・運営体制の充実の在り方について

- ・義務教育9年間を見通すことにも留意した、より柔軟な学級編制や教職員配置の在り方
- ・子供や学校、地域の実態に応じた柔軟な教育活動の実施の在り方
- ・35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえた、中学校を含めた、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築の在り方
- ・教育の質の向上と教師の負担軽減のための小学校高学年における教科担任制の在り方
- ・教員業務支援員等の支援スタッフの配置の在り方 等

(3) 中央教育審議会特別部会による緊急提言（令和5年8月28日）

教師を取り巻く緊急整備について、直ちにに取り組むべき事項として、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会が、国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に基づき主体的に取り組むべき内容について緊急的に提言を行ったもの。

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】 ～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～ (令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会)		令和5年8月28日 質の高い教師の確保特別部会（第3回） 資料 2
<ul style="list-style-type: none">○「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業○我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの○教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要<ul style="list-style-type: none">・国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む・保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する○改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要		
<p>本提言は、できることを直に行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定。</p>		
<h4>取組の具体策</h4>		
<h4>1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進</h4> <ul style="list-style-type: none">(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組<ul style="list-style-type: none">・国、都道府県、市町村、各学校のそれぞれの主体ごとに、具体的な対応策の好事例を横展開(2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し<ul style="list-style-type: none">・全ての学校で授業時数について点検し、特に、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる学校は、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画に見直し・学校行事について、精選・重点化、準備の簡素化・省力化(3) ICTの活用による校務効率化の推進<ul style="list-style-type: none">・学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進		
<h4>2. 学校における働き方改革の実効性の向上等</h4> <ul style="list-style-type: none">(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働<ul style="list-style-type: none">・学校における働き方改革等を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化・保護者等からの過剰な苦情等に対しては、教育委員会等の行政による支援体制を構築(2) 健康及び福祉の確保の徹底<ul style="list-style-type: none">・令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた「指針」の実効性の向上・メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり<ul style="list-style-type: none">・在校等時間の把握方法等の改めての周知・徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認		
<h4>3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実</h4> <ul style="list-style-type: none">(1) 教職員定数の改善<ul style="list-style-type: none">・教師の持ちコマ数の軽減等にも資する小学校高学年の教科担任制の強化などの教職員定数の改善(2) 支援スタッフの配置充実<ul style="list-style-type: none">・教員業務支援員の全小・中学校への配置をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実(3) 処遇改善<ul style="list-style-type: none">・給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、主任手当や管理職手当の額を速やかに改善(4) 教師のなり手の確保<ul style="list-style-type: none">・教師のなり手を新たに発掘するための教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討を推進		

【参考資料4】「岩手県教職員働き方改革プラン」推進会議

本プランの策定にあたっては、学校関係者、関係団体の役員等で構成される「岩手県教職員働き方改革プラン」推進会議を立ち上げ、検討を行ってきました。

令和5年度「岩手県教職員働き方改革プラン」推進会議 構成員

団体・所属名	職	氏名
岩手県小学校長会	常任理事（総務部長） （中野小学校長）	前川 岳詩
岩手県中学校長会	会長 （厨川中学校長）	中屋 豊
岩手県高等学校長協会	盛岡南高等学校長	田鎖 伸也
岩手県特別支援学校連絡協議会	花巻清風支援学校長	小澤 千殖
盛岡市教育委員会事務局	参事兼学務教職員課長	高橋 長兵
一般社団法人岩手県PTA連合会	会長	山下 泰幸
岩手県高等学校PTA連合会	会長	川上 博基
岩手県教職員組合	書記次長	川村 敦
岩手県高等学校教職員組合	書記次長	高橋 輝久
岩手県教育委員会事務局教育企画室	教育企画推進監	西野 文香
	予算財務課長	古川 敦
〃 教職員課	総括課長	大森 健一
	首席経営指導主事兼 小中学校人事課長	熊谷 治久
	首席経営指導主事兼 県立学校人事課長	駒込 武志
〃 学校教育室	学校教育企画監	度會 友哉
〃 保健体育課	首席指導主事兼総括課長	菊池 勝彦
〃 生涯学習文化財課	首席社会教育主事兼総括課長	小澤 則幸

議案第 31 号

岩手県立美術館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県立美術館協議会委員の任命をすることについて、議決を求める。

任命（令和 8 年 3 月 1 日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立太田小学校校長	三 上 瑞 穂
盛岡市立下橋中学校校長	熊 谷 治 久
岩手県立南昌みらい高等学校校長	菊 池 勝 彦
ガールスカウト岩手県連盟理事	齊 藤 志 保
一般社団法人岩手県 P T A 連合会副会長	山 口 真 樹
岩手芸術祭美術展現代美術部門理事、岩手デザイナー協会会員	加 村 なつえ
株式会社岩手日報社編集局文化部次長	八重樫 慎之介
株式会社川徳執行役員	小野寺 真貴子
盛岡ターミナルビル株式会社ホテルメトロポリタン盛岡 マーケティング部セールスグループマネージャー	合 川 常 美
公益社団法人日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長	錦 山 裕 充
国立大学法人岩手大学教育学部教授	金 沢 文 緒
合同会社ホームシックデザイン企画編集事業部アート事業室 フロアスペース事業室キュレーター	辛 真 利
石神の丘美術館主任学芸員	齋 藤 桃 子
寶樹寺住職	野 嶋 諭

令和 8 年 2 月 16 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県立美術館協議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立美術館協議会委員 新旧対照表(案)

委員任期: 令和8年3月1日～令和10年2月29日

委員任期(美術館友の会1名): 令和7年3月1日～令和9年2月28日

No.	選出区分		推薦団体	現委員					新委員(案)						
				※年齢は令和8年3月1日時点		※年齢は令和8年3月1日現在									
				職名等(就任時)	氏名	年齢	性別	居住地	年数	職名等	氏名	年齢	性別	居住地	年数
1	学校教育関係者	小学校	岩手県小学校長会	盛岡市立太田小学校校長	みかみ みずほ	59	女	盛岡市	0	盛岡市立太田小学校校長	みかみ みずほ	59	女	盛岡市	0
2		中学校	岩手県中学校長会	盛岡市立下橋中学校校長	くまがい 治久	58	男	盛岡市	0	盛岡市立下橋中学校校長	くまがい 治久	58	男	盛岡市	0
3		高等学校	岩手県高等学校長協会	岩手県立南昌みらい高等学校校長	きくち かつひこ	58	男	北上市	2	岩手県立南昌みらい高等学校校長	きくち かつひこ	58	男	北上市	2
4	社会教育関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者		(特非)岩手県地域婦人団体協議会	(特非)岩手県地域婦人団体協議会事務局長	かじ 田 佐知子	65	女	盛岡市	5						
5			ガールスカウト岩手県連盟												
6			(一社)岩手県PTA連合会	(一社)岩手県PTA連合会副会長	やま ぐち 真樹	52	女	盛岡市	5	(一社)岩手県PTA連合会副会長	やま ぐち 真樹	52	女	盛岡市	5
7	学識経験者		(一社)岩手県芸術文化協会	岩手芸術祭美術展現代美術部門理事 岩手デザイナー協会会員	か 村 なつえ	46	女	盛岡市	4	岩手芸術祭美術展現代美術部門理事 岩手デザイナー協会会員	か 村 なつえ	46	女	盛岡市	4
8			(株)岩手日報社	(株)岩手日報社編集局文化部次長	やまがし 八重樫 慎之介	42	男	盛岡市	0	(株)岩手日報社編集局文化部次長	やまがし 八重樫 慎之介	42	男	盛岡市	0
9			岩手県立美術館友の会	岩手県立美術館友の会運営委員	た 中 麻 里	58	女	盛岡市	3	(今回改選なし)					
10			(一社)岩手県経営者協会	(株)川徳執行役員	おの 小野寺 真貴子	51	女	盛岡市	2	(株)川徳執行役員	おの 小野寺 真貴子	51	女	盛岡市	2
11			(公財)岩手県観光協会	盛岡ターミナルビル(株)ホテルメトロポリタン盛岡マーケティング部セールスグループマネージャー	あい 合 川 常 美	50	男	盛岡市	4	盛岡ターミナルビル(株)ホテルメトロポリタン盛岡マーケティング部セールスグループマネージャー	あい 合 川 常 美	50	男	盛岡市	4
12			(公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会	(公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長	やまうち 山 内 圭 介	40	男	盛岡市	0	(公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長	にしきやま 錦 山 裕 充	36	男	奥州市	0
13			個人	一関市博物館副館長兼学芸係長	おお 大 衡 彩 織	55	女	一関市	8	国立大学法人岩手大学教育学部教授	かなざわ 金 沢 文 緒	47	女	盛岡市	0
14			個人	花巻市教育委員会教育部文化財課課長補佐	い 伊 藤 真 紀 子	54	女	花巻市	8	合同会社ホームシックデザイン企画編集事業部アート事業室/フロアスペース事業室キュレーター	かのと 幸 真 利	38	女	盛岡市	0
15			個人	石神の丘美術館主任学芸員	さい 齋 藤 桃 子	48	女	岩手町	2	石神の丘美術館主任学芸員	さい 齋 藤 桃 子	48	女	岩手町	2
16			公募	県立学校教諭	やなぎ 柳 田 陽 一	56	男	花巻市	4	寶樹寺住職	の 野 嶋 諭	51	男	釜石市	0

チェック項目	改選前	改選後
委員数【20人以内】	15人	15人
男女委員登用率【40%未満にならないこと】	男40.0% (6) : 女60.0% (9)	男40.0% (6) : 女60.0% (9)
若手委員 (50歳未満) 【25%以上】	26.7% (4/15) (※参考 平均年齢52.8歳)	40.0% (6/15) (※参考 平均年齢49.7歳)
公募による委員の数	1人	1人
在任期間8年超	なし	なし

根拠法令等（抜粋）

博物館法（昭和26年法律第285号）

（博物館協議会）

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第24条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあっては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあっては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあっては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第25条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあっては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあっては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

美術館条例（平成13年条例第52号）

（美術館協議会）

第10条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、美術館に岩手県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- （1）学校教育の関係者
- （2）社会教育の関係者
- （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4）学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

岩手県立美術館管理運営規則（平成13年教育委員会規則第14号）

（協議会の所掌）

第7条 条例第10条の規定による岩手県立美術館協議会（以下「協議会」という。）は、美術館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、美術館長に対して意見を述べることができる。

- （1）美術品等の収集、保管、展示等に関する事。
- （2）美術品等の調査研究、普及活動、利用等に関する事。
- （3）その他美術館の運営に関する事。

（会長）

第8条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補則）

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、美術館長が定める。